

総務政策委員会会議録

招 集

令和8年3月16日（月）午前10時 議会委員会室

出席委員（9名）

（委員長）塚 田 佳 充 （副委員長）安 達 卓 是
岩 崎 康 朗 大 下 哲 治 奥 岩 浩 基 徳 田 博 文
土 光 均 戸 田 隆 次 森 田 悟 史

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

- 【総務部】藤岡部長 松本防災安全監
前田次長兼営繕課長兼契約検査課長
[秘書広報課] 幸本課長 藤堂シティブロモーション推進室長
[総務管財課] 角課長 松本総務担当課長補佐 富田財産管理担当課長補佐
[防災安全課] 山花課長 角主査兼地域安全担当課長補佐
[調査課] 遠藤政策法務室長 畠中行財政調査担当課長補佐
荒木行財政調査担当係長
[職員課] 楠課長 久保課長補佐兼人事・給与担当課長補佐
[財政課] 金川課長 中村課長補佐兼総括主計員 中村主計員
【総合政策部】佐々木部長 山浦淀江支所長兼淀江振興本部長
松本人権政策監兼人権政策課長兼男女共同参画推進課長
[総合政策課] 中本次長兼課長 松本総合戦略室長兼広域行政推進室長
[都市創造課] 赤井課長 石原課長補佐兼都市計画・政策担当課長補佐
[交通政策課] 倉本課長 戸崎係長
[まちづくり企画課] 齋木課長 石谷国際交流室長
上場まちづくり企画担当課長補佐
[地域振興課] 田中課長 景山課長補佐兼地域活動担当課長補佐
坂本地域活動担当係長
[人権政策課] 萩原課長補佐兼同和対策担当課長補佐 樋口人権啓発担当課長補佐
[淀江振興課] 堀口課長 齋藤振興担当課長補佐
【DX推進監】堀口DX推進監
[情報政策課] 最上次長兼課長 福留課長補佐兼情報政策担当課長補佐
【選挙管理委員会】松竹事務局長

出席した事務局職員

毛利局長 田村次長 松田調整官 松原議事調査担当主任

傍聴者

伊藤議員 稲田議員 今城議員 岡田議員 門脇議員 田村議員 津田議員
錦織議員 西野議員 又野議員 松田議員 森谷議員 矢田貝議員 吉岡議員
報道関係者1人 一般2人

審査事件及び結果

- 議案第17号 米子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第18号 米子市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
- 議案第19号 米子市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例及び米子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

報告案件

- ・開庁時間の変更に係る試行期間の取組及び本格実施への移行について [総務部]
- ・米子市淀江農林産物直売施設（淀江どんぐり村）の今後のあり方について [総合政策部]
- ・避難行動要支援者対策事業について [総合政策部]

~~~~~

## 午後2時13分 開会

○塚田委員長 ただいまから総務政策委員会を開会いたします。

本日は、3月11日の本会議で当委員会に付託されました議案3件について審査するとともに、3件の報告を受けたいと思います。

総合政策部から2件の報告を受けたいと思います。

米子市淀江農林産物直売施設、淀江どんぐり村の今後のあり方について、当局から説明を求めます。

堀口淀江振興課長。

○堀口淀江振興課長 米子市淀江農林産物直売施設、淀江どんぐり村の今後のあり方について報告させていただきます。資料はただいま共有させていただいております。

まず、1番の経過についてです。こちらの施設は、地元の本宮観光農事組合により長年運営されてきましたけども、組合のほうで令和7年度末をもって指定管理を終了されるということとなりましたので、今後の施設のあり方を検討する必要が生じたものでございます。

2番目、今後の方針についてでございます。施設を売却することとし、隣接する県の展望駐車場との親和性を重視した事業者等の立地を誘導するため、公募型プロポーザル方式による売却先を選定する方針といたします。なお、具体的な売却方法については、引き続き検討を行う予定としております。

売却方針に向かう決定の理由でございますが、大きく3点ございます。1点目は、まず、こちらの施設が本宮観光農事組合が運営するということが前提に整備された施設でございましたので、組合の事業撤退によりまして使命を終えたと言えること。

2点目が、施設の老朽化が進行しておりまして、修繕費等に相当の財政負担を要することから、今後、指定管理の継続ですとか施設の賃貸借というのが困難なためでございます。

そして3点目、組合及び地元自治会ともに、今後こちらの施設の使用の意向がないことを確認しております。以上が主な理由となっております。

3番目、施設の現状についてです。まず、概要ですが、土地のほうが1,794.02平

方メートル、建物は木造平家建て135.40平方メートルとなっております。こちらの施設は平成8年に新築し、平成9年3月から営業を開始しておりまして、約28年間にわたり事業を継続してまいりました。

こちらの土地と建物の平面図ですけれども、資料の2ページ目を御覧いただけますでしょうか。2ページ目、2つ図面がございますけれども、下のほうの色をつけたものを御覧いただけますでしょうか。

まず、大きく水色で囲っている部分ですが、こちらが県が所有しております展望駐車場の位置図となっております。そして、その左横に米子市が所有しておりますどんぐり村の施設となっております。こちらの図面の真ん中辺り、色でいいますと緑色なんですけれども、丸く囲っている部分がございます。こちらは本宮の泉といいまして、本宮の地元自治会が管理してらっしゃる水源地というのがこの観光道路からさらに下ったところがございますけれども、その水源地からこの鳥取県の展望駐車場まで水をくみ上げて、現在、観光客の皆様にお水をくんでいただいている場所となっております。こちらのほうの日常的な管理は、本宮観光農事組合の方が中心となり、維持管理を務めていただいております。

では、資料の1ページ目のほうにお戻りいただきまして、最後、4番目の今後の事務の流れについてです。まず、令和8年度に入りましたら、売却に当たります参考価格のほうの試算をさせていただきます。その後、この総務政策委員会におきまして、売却方法の具体的な方針について報告させていただく予定としております。そして、現在の淀江農林産物直売施設条例、こちらのほうを廃止する関連議案のほうを上程させていただき、最後、公募型プロポーザルの実施に向かいたい、このように考えております。

説明は以上となります。

**○塚田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見求めます。

徳田委員。

**○徳田委員** 何点かお聞きしたいと思います。まず、資料の1ページ目の4の(1)の売却価格の試算ということでございますが、この最低価格といえますか、その置きどころとしては、例えば不動産鑑定士評価額だとか、いろんな手法があると思いますが、今想定されている、そういう参考価格があれば、ちょっと教えていただきたいなと思います。

**○塚田委員長** 堀口淀江振興課長。

**○堀口淀江振興課長** 現時点ではまだ具体的な価格というのは持ち合わせてございません。先ほど委員御指摘いただきましたように、今後、土地の鑑定評価、行うのか、また、それにもかなり経費を要しますことから、簡易な方法での試算を用いるのか、その辺りの具体的な手法については、今後検討したいと考えております。以上です。

**○塚田委員長** 徳田委員。

**○徳田委員** 分かりました。

それと、いざ、公募でされるということでございますけれども、資料の2ページ目見ていただければ分かりますが、現段階で市有地のみの売却を考えていらっしゃるのか、あるいは県有地から譲受けをして、話をされるかどうか分かりませんが、それを含めたところで、一体的な売却を考えていらっしゃるのか、その辺りちょっとお聞かせいただければと思います。

○塚田委員長 堀口淀江振興課長。

○堀口淀江振興課長 現時点では、県有地と一体での売却というのは考えてございません。

○塚田委員長 徳田委員。

○徳田委員 分かりました。

建物の老朽化は著しいわけですが、僕もこれ、米子に居住したとき何回か来させていただいたところでした、非常にロケーションがいいというところで、やっぱりそれなりにお声があるものというふうに私は思うんですね。大山観光道路に程近というところもございますし、やりようによってはいろんな事業もできるというふうに思いますので、そういった意味で、売却という視点で考えますと、やはり県有地と一体化のほうが良いなというところで質問させていただいたところがございます。ぜひともその辺もちょっと入れていただいて、今後は検討していただきたいなというふうに要望いたします。以上です。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

土光委員。

○土光委員 本宮の泉からの取水で、この水飲み場で、組合が日常的な管理してる。これ、日常的な管理というのは、具体的に何をしているのかということと、それから、これは県有地の中にあるので、この管理に関して県と自治会が何らかの契約を結んでいるのかどうかということ、お尋ねします。

○塚田委員長 堀口淀江振興課長。

○堀口淀江振興課長 まず、地元が管理していただいている日常的な部分ですけども、こちらは、水くみ場の周辺の草取りですとか、あとは、水をくんでいただく場所のごみ拾いといったような美化環境のほうを行っていただいております。

そして、県と地元との何か契約があるのかということですけども、そういった具体的に何か契約しておられるということはございません。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 だから、ある意味で、この水くみ場の管理はボランティア的に地元自治会がやってるということなんですね、今の話では。そういうことでしょうか。

○塚田委員長 堀口淀江振興課長。

○堀口淀江振興課長 委員の御指摘のとおりです。

○塚田委員長 ほかによろしいですか。

大下委員。

○大下委員 もし分かればいいんですけど、建物の解体費用ってどれぐらいになるか、分かりますか。

○塚田委員長 堀口淀江振興課長。

○堀口淀江振興課長 現時点では、まだ具体的な解体費用というものは試算してございませんので、分かりません。申し訳ございません。

○塚田委員長 大下委員。

○大下委員 建物の中とか見てみると、トタンのほうはもうほぼ駄目なんですけど、もう一個、前レストランで使われてた建物とかになると、確認したところ、何か2か所ぐらいの穴が空いとるってということで、そこら辺、場合によっては次の売却されるところと交渉になると思うんですけど、何か有効に使ってもらえればなっていう思いでお願いいたします。

す。以上です。

○塚田委員長 ほかに。

土光委員。

○土光委員 ちょっと今の続きですが、この管理というのは今後も自治会はやっていくというような意向を示しているんですか。

○塚田委員長 堀口淀江振興課長。

○堀口淀江振興課長 今まさにそういった辺りも地元の方ともお話ししておりますけども、仮に米子市から手が離れた場合でも、地元としてはできる限り環境美化のほうに協力したいというお声はいただいております。以上です。

○塚田委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

ないようですので、本件については終了いたします。

次に、避難行動要支援者対策事業について、当局からの説明を求めます。

田中地域振興課長。

○田中地域振興課長 それでは、避難行動要支援者対策事業についての報告でございます。こちらにつきましては、令和6年9月の本委員会において、中間報告という形で御報告をさせていただいたものでございますが、このたび令和7年度で市内を一巡を終えたということでございますので、報告をさせていただきます。

これまでの経過のところでございますが、令和3年度に尚徳、県地区を先行事業として実施をし、その後、令和5年、6年、7年度、3か年をかけまして、全市を一巡をいたしました。その間、令和5年には米子市避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報の提供に関する条例というものを制定をさせていただきまして、名簿情報につきましては避難支援者等に提供できるという形にしております。

2の事業実績でございますが、先ほども触れました名簿の整備でございます。こうした作成をしました名簿につきましては、全公民館に災害時用ということで配備をしておりますほか、先日の条例に基づきまして協定を締結いたしました17地区、市内29地区分の17地区に名簿情報の提供を行ったところでございます。

個別避難計画の作成につきましては、表に示しております令和5、6、7年度の取組の地区、並びに各年度の作成数は記載のとおりでございます。累計の作成数は410件となっております。また、避難行動時に御協力をいただきます福祉事業者との連携ということで協定締結を進めておりまして、この報告時点では締結の団体は10法人ということになっております。

今後の方針ですけれども、引き続き、避難行動要支援者の名簿につきましては、継続的に整備を行うということでございます。また、まだ協定を締結していない地区もございますので、こういった地区には協定締結の働きかけを継続するということとしております。

また、個別避難計画の作成についてですけれども、こちらにつきましては、新たに対象となる方もおられます、そういった方々には計画作成の勧奨、また、今まで作成に同意をいただけなかった、もしくは回答がなかった方に関しましても、引き続き再度の作成希望調査を行いまして、希望がございましたら計画作成を行っていくということになります。

また、個別避難計画に基づき訓練を実施ということでございます。特に、緊急受入れの協定を締結いただく事業者さんとは連携をいたしまして、実際の避難計画に基づいた訓練

等、実施をいたしまして、市並びに事業所、双方の対応力向上を目指していきたいというふうに考えております。

あわせて、そういった緊急受入れ等、お引受けをいただく協定先の拡大につきましても、今後も引き続き取組を進めたいというふうに考えております。

報告は以上となります。

**○塚田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

土光委員。

**○土光委員** 資料で、2の実績の(2)のところ、表になっていますが、対象地区と作成数、令和3年度に関して、作成数40件という数字が上がっているのですが、対象地区に関しては特に記載がないので、これはどこか。これについて。

**○塚田委員長** 田中地域振興課長。

**○田中地域振興課長** すみません、表としては割愛をしておりますが、これまでの経過の第1段落目、令和3年度に尚徳、県地区で行った先行事業、こちらが2地区対象ということで40件作成をしております。以上です。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 分かりました。

それから、(3)の福祉事業者の連携、こういった協定を結んだということで、この協定、対象は締結団体10法人。例えば大体何人ぐらいがそこに避難できるとか、大体何人ぐらいこれで確保できるものと思えばいいのでしょうか。

**○塚田委員長** 田中地域振興課長。

**○田中地域振興課長** 災害時の受入れに関しましては、災害の状況等に応じまして人数が変動いたしますので、あらかじめこの施設が何名ということがなかなか断言しづらい部分ではございますけれども、各施設において許容できる、通常の利用者さん以外にも受入れができる人数ということでいいますと、やはり1施設、数名、1桁台の人数というイメージをお持ちいただければと思います。以上です。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** だから、1施設当たり数名ということで、10法人だから、大体五、六十人というふうに受け取ればいいですか。

**○塚田委員長** 田中地域振興課長。

**○田中地域振興課長** ちょっと人数の数字については断定できませんが、そういったイメージでお取りいただいて結構です。以上です。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** あと、協定を結んだということですが、これ、協定書を資料提供お願いできますか。

**○塚田委員長** 田中地域振興課長。

**○田中地域振興課長** 協定締結につきましては、福祉保健部の担当課が行っておりますので、そちらからの提供ということになるかと思っております。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** それから、今後の方針の(2)に関してですが、一つは新たな対象要件、そ

それはそうですよね。あと、これまでやったけど、不同意とか無回答、この人に対しても再度働きかける。この働きかけ方、これまでは郵送して、返事が何にもなければ、これは無回答とか、そういうふうにやっていたと思うんですが、同じようにやってもなかなか成果は見えないかなというふう思うんですが、何か働きかけ方を変えてからやるという予定なんですか。

**○塚田委員長** 田中地域振興課長。

**○田中地域振興課長** まず、新たに対象となる方につきましては、一定要件以上ということがございますので、その要件に達しまして、何らかの通知等出させていただく際に併せて、ということで聞いております。聞いておりますというのは、直接的に各対象とアポイント取りますのは、長寿社会課、障がい者支援課でございますので、こちらで把握している限りでお答えをさせていただきます。

また、これまで不同意であった方につきましても、やはりおっしゃられたように、なかなか文書だけでは通じないのではないかといったことについては関係課会議でも意見が出ておりました。今後、例えば相談支援の専門員の方ですとか、市の行政職員だけではなくて、日頃関係のある方、そういった方々にもちょっと御協力をいただいて、いわゆる口添えをいただくような形でいろいろ作成勸奨を行っていく必要があるのではないかとということで、今、課題を共有しているところです。以上です。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** 協議中ということですよ。だから、文書だけではなかなか難しい、一回やっても接触取れなかったの、何らかの方法で個別に接触して、状況把握とか、そういった方策が必要かなということで、それは今、協議中というふうにお伺いしました。

それから、対象者に関してですが、これも今まで名簿作成、これ、国の基準というか一定の要件があって、その人に関して一通りやってる。ただ、例えば国の要件の一つに要介護3以上とかいうのがあったと思いますが、要介護2以下とか、それから高齢者、高齢者世帯とかいうのは国の要件の対象者には含まれていないんですが、そういう人たちにもこの個別避難計画が必要な方はそれなりにおられると思います。そういった対象者に関して、新たに広げてからやっていく、これは来年度というわけにはいかないかもしれませんが、この個別避難計画の作成に関して、対象者そのものを実態に合わせた形で広げていくという、そういった構想、お考えはありますか。

**○塚田委員長** 田中地域振興課長。

**○田中地域振興課長** 現時点で拡大をするということについては想定をしておりますが、ただ、もともと作成を希望される方については、作成の御相談を承りまして作成実施ということもございますので、はなから対象外だから全く作りませんというつもりにはしていません。そういったことで今は吸収をしておるという認識でございます。以上です。

**○塚田委員長** 土光委員。

**○土光委員** もちろん、希望した人は対応していると思います。今の対象者の要件でも、多分、その他市長が認める者みたいな、そういったことがあって、だから、必要に応じて、状況に応じて含めるというのはやっていると思いますが、多分実績としては、そういう方は今のところいないというふうに聞いてるので、そういう人たちを、だから、対象者を広げて文書でやるとか、それから、自治会から様子を聞いて実態に合わせた形で対象者を増

やすとか、そういったことが必要になってくると思いますので、そういったことも含めてこの計画を進めていただきたいと思います。

**○塚田委員長** ほかに。

岩崎委員。

**○岩崎委員** 中間報告でも質問いたしましたけど、とてもいい事業で、頑張って推進されてるというのはよく分かるんですけども、この事業の、何ていうんですか、最終到達点というか、ここが、やっぱり災害弱者にどう地域のほうも手厚く、何ていうか、避難していただいて、みんなで共助というか、そういったものを仕上げていこうよって、それに対する仕組みを持とうよってという話なんですけども。なかなかこれ、個別計画なんかも今後の課題でやっておられるんでしょうけども、実際、名簿が上がってきて、じゃあ、その地域なり、民生委員なり、消防団なりがもうちゃんと共有できてるのかと。それで、自治会、自治連のほうも各班なんかもきちんと共有できてるのかというようなところはすごく求めていきたいんですけど、今現在そこまで至ってないんじゃないですか。

それと、方向的には、福祉事業者さんの連携ってありましたけども、それもとってもありがたい話なんですけども、実際、福祉事業者さんも大規模災害起きて、そこまで地域に出向いていってっていうようなことが現実問題できるんかっていったら、なかなかちょっと難しいと思いますんで、やっぱり共助を考えるんだったら、地域でどうやってこの制度を物にしていくかっていう話だと思います。それについてのお考えをいただきたいと思います。

**○塚田委員長** 田中地域振興課長。

**○田中地域振興課長** まず、情報の共有に関しまして、特に名簿の共有についてでございますけれども、先ほど報告申し上げましたとおり、29地区のうち17地区でしかまだ協定が結べておりません。様々各地区で御事情ですとか理由はあろうかと思いますが、やはり個人情報を取り扱うというところで少しハードルを感じておられるのかなというところを感じております。

また、福祉事業者との連携、これも、やはり災害が実際に発生した場合に、通常の利用者の方々をはじめ、サービス事業者の職員の方々も被災される可能性がありますので、どこまで対応ができるかという御懸念は当然、声としてはあろうかと思っております。そうしたことにつきまして、今後、やはり訓練等ということを通じまして、課題の洗い出しはしていかないといけないというふうに思います。

この事業のいわゆるゴール、到達点というお言葉がございました。防災に関することですので、ここまでいけば大丈夫ということとはなかなかありません。逆に、こういった問題があるということの一つフックといたしまして、各地域で助け合いという体制がどういうふうにとれるのかということを考えていただく、もしくは、実際にどういう行動をすればいいか考えていただくということが必要だと思いますけれども、まだ、ちょっとこの個別避難計画と、そういった地域防災というのが直結はなかなかできておらないかなというところではあります。

ただ、一方で、この個別避難計画は避難行動に本当に誰かが支援をしないといけないという方において、あらかじめ行動を決めておきましょうという、一つの計画であり、お守りのものではありますが。先ほどちょっと要件という話があったんですけども、要件に引っかけられない方でも、例えば単身独居の御高齢の方ですとか、少し地域で心配な方々、

こういった方々をどういうふうに避難促進していくかということにつきまして、これまでもやってきましたが、引き続きこの個別避難計画とは別の動きとしましても、当課のほうで地域防災を進めていく上で、しっかりと視点を持って取組を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

**○塚田委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** 最後に要望いたします。この事業は、最初言いましたように、すごく期待もしている、いい事業であります。ただ、まだ地域に、公民館のほうにきちんとその事業の本質というか、目的というか、なぜ大事なんだということの意識共有ができてないところも結構見受けられたり、それと、もちろん個人の情報ですので、個人が手挙げして、ぜひ私は助けてもらいたい、私はほっといてくれと、いろんな意見があるんでしょうけども、ただ、この制度をつくっていく中で、協定書を結んだ17地区とか、そういう話じゃないんじゃないかなと思います。やっぱりこれは制度として、本当に米子市が地域住民のためにやっていくんだから、そういう協定とか、何ていうか、構え過ぎとか。私はもうちょっと進めていいんじゃないかなと思いますよ、と意見として言わせてもらいます。何でもかんでも17地区だから、じゃあ、17地区だけは進めていこうか、ほかのところは徐々に、みたいな話なんですけども、それじゃあ、ちょっと地区の温度差もあり過ぎて、あまりいい状況ではないなと思ってますんで、ぜひ、大胆に進めていってほしいなということ意見を申し上げておきたいと思います。以上です。

**○塚田委員長** ほかにございませんか。

安達委員。

**○安達委員** 避難計画の策定というところに絡むのかなと思うんですが、地元では1か月置きに地域ケア会議という会議を開いておまして。実はあした、昼からなんです。そこで情報の集約をお互いし合うわけですね。自治会の役員、在宅福祉員、民生委員、主任児童委員、そういった方がお互いの地域の情報を共有化する会議があるわけですが、そういうところで、今あるように手挙げ方式で私は避難の名簿に登載してくださいという以外のところの地域ケア会議は、情報交換をするために、何かあったときに、あそこのうち2人住まいで高齢者ばかりですよっていうところを、民生委員さんや自治会役員が共有化しておいて、何かあったときに、手伝い、支援をやるうじゃないかという地域ケア会議があるわけですが、そこはそこでいっぱいいっぱいのところがある。というのは、地域によっては民生委員さんが選出できないところもあって、情報が共有化できない。組織はもっと有効活用しないといけないねっていうことは分かってるんだけど、自治会の役員も、さきの場面であったんですが、自治会組織が弱体化したり、役員もなかなか成り手がない。さっき言いましたように、国の委嘱を受ける委員さんもいなくなると、こういった組織化がなかなか進まないなというところで、担当者はどのように対応されようとしておられるのか、ちょっと状況確認をしながら、課題とまでは考えておられんかもしれませんが、教えてもらえませんか。

**○塚田委員長** 田中地域振興課長。

**○田中地域振興課長** 非常に難しい御質問をいただきました。避難行動要支援者対策に限らずではございますけれども、地域防災というのは、その地域に住まわれる皆さんの命を守る、非常に大事な取組だと思っております。その一つの制度としてこの対策事業を行っており

ますけれども、地域の現状というのを捉えましたときには、今、安達委員がおっしゃっていただきました、また、予算の質疑の中でもございましたが、やはり役員の担い手不足、自治会の脱退等といった動きがございます。そうした中で、どうやったら共助、もしくは共助の先の防災の取組、そして、命を守るということにつなげていけるかというのは、非常に大きな宿題だと私は思っております。

そうした中で、一つは自治会の負担軽減というところも考えていかないとはいけませんし、新しい技術を取り入れて活性化、もしくは新しい、新規加入を目指していくといった、様々な取組をしないといけないというふうに考えております。

ちょっとなかなか明確な答えにはなりませんけれども、課題は本当に目の前にございます。地域防災ということだけに限らず、地域をどうやったら力を維持をできるのか、願わくば力をしっかり発揮をできる環境づくりしていくのかというのは、地域振興課のほうでまたしっかりと考えていきたいというふうに考えております。以上です。

**○田中地域振興課長** 安達委員。

**○安達委員** 自分が提言的なことを言っておいて、自分で解決しなきゃいけないんだなというところもなくはないなと、今、担当課長の話聞きながら思いました。ただ、明日もあるんですが、出れるかどうかは分かりませんが、警察の方も入られるんですね。そうすると、情報がより共有化されることによって、あそこは2人おられたけど、何か最近姿見なくなっていったら、入院、入所されて、1人になったと。そこに情報を持つとかなないと、何かあったときに、すぐ対応できないなというのを、自分たちが解決することをお互い知り合うことにせんといけんというのを思う会になっちゃってきております。さっきも言いましたように、自分がしゃべっておいて、自分で解決しなきゃいけない地元課題を、こういったところで行政がもう少し我々と一緒になって支援活動ができたらと思います。それは要望に代えます。以上です。

**○塚田委員長** ほかにございませんか。

ないようですので、以上で総合政策部からの報告を終わります。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

**午後2時45分 休憩**

**午後2時53分 再開**

**○塚田委員長** 総務政策委員会を再開いたします。

総務部所管の議案について審査いたします。

初めに、議案第17号、米子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

山花防災安全課長。

**○山花防災安全課長** では、資料のほうを御確認いただければと思います。令和8年4月1日施行予定の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令により、非常勤消防団員等に係る補償基礎額が改正されることに伴い、所要の整備を行うため、米子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

内容なんですけれども、15ページになるかと思いますが、こちら、条例の内容ですね、

左側に改正後、右側に改正前ということで、表にまとめておるものでございます。再度今、資料をお送りしますが、横の16ページですね、細かい金額等についてなんです、16ページの別表（第5条関係）補償基礎額表というものがございまして、そちらのほうに、各階級ごと、あと、勤務年数ごとで金額のほうが設定されておまして、それぞれの金額が、この改定後になりますと、左側の表になるんですけども、それぞれの額が増額になるというような形になっております。

こちらの条例の施行予定日のほうなんです、施行予定日に関しては、令和8年の4月1日からということになっております。改正後の補償額に関しては、施行日以降に支給すべき事由が生じたものに関して、適用になるという内容になっております。

説明としては以上になります。

**○塚田委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○塚田委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○塚田委員長** 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第17号、米子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○塚田委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号、米子市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

遠藤調査課政策法務室長。

**○遠藤調査課政策法務室長** それでは、議案第18号につきまして説明をさせていただきます。サイドボックスの通知をお送りします。

この条例は、行政手続法の改正に合わせまして、本市の行政手続条例の改正を行うものでございます。申請、処分等の行政手続につきましては、法律に基づく処分にあつては行政手続法に従い、また、条例に基づく処分にあつては行政手続条例に従い行っておりますが、本市の行政手続条例におきましては、行政手続法と同様の規定が定められております。このたび、国のデジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた行政手続法の改正が行われ、これまでは、不利益処分をしようとする場合の聴聞、弁明の機会の付与の通知を公示送達によって行う場合には、掲示場に告示文書を貼り出す方法によっていたものを、その方法に加えまして、インターネットによる公表を行うこととされました。この改正に合わせまして、本市の行政手続条例につきましても同様の改正を行うこととするものでございます。

説明は以上でございます。

○塚田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第18号、米子市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○塚田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号、米子市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例及び米子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

楠職員課長。

○楠職員課長 それでは、議案第19号、米子市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例及び米子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回の改正は、米子市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じまして、技能労務職員及び会計年度任用職員につきまして、月例給与が地域別最低賃金を下回る場合の差額を補填する初任給調整手当、または、これに相当する報酬を支給するため、所要の整備を行おうとするものでございます。

説明は以上でございます。

○塚田委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第19号、米子市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例及び米子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

○塚田委員長 御異議なしと認めます。よって、本件について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務政策委員会を暫時休憩いたします。

**午後 3 時 0 0 分 休憩**

**午後 3 時 2 2 分 再開**

**○塚田委員長** 総務政策委員会を再開いたします。

総務部から、1 件の報告を受けたいと思います。

開庁時間の変更に係る試行期間の取組及び本格実施への移行について、当局からの説明を求めます。

畠中調査課行財政調査担当課長補佐。

**○畠中調査課行財政調査担当課長補佐** そうしましたら、開庁時間の変更に係る試行期間の取組と本格実施への移行につきまして御説明させていただきます。資料をお送りいたします。

まず、1 の試行の概要から説明させていただきます。1 1 月 1 日が土曜日でございまして、3 日が文化の日でございましたので、3 連休明けの 1 1 月 4 日火曜日から開庁時間の短縮を試行実施しております。開庁時間を 8 時半から 9 時に、閉庁時間を 1 7 時 1 5 分から 1 7 時としまして、合計 4 5 分短縮いたしました。ただし、緊急性のあるものにつきましては、従来どおり対応をさせていただいております。

対象施設は本庁舎をはじめ、いわゆる庁舎として使用している施設全てで実施しております。職員の勤務時間につきましては、8 時半から 1 7 時 1 5 分で変更はなく、電話対応についても、勤務時間同様に、これまでどおりとしております。

次に、試行期間中の窓口の状況でございます。本庁舎では初日こそ 9 時以前に見えられたお客様が 3 0 人程度おられました。事前に対応を検討しておりまして、東側玄関付近に椅子を準備して、窓口業務の開始をお待ちいただきました。あわせまして、お客様を案内する職員も配置しておりましたので、開始当日は大きな混乱は生じませんでした。その後、約 2 週間の間、同様の体制を取りましたが、9 時以前に見えられるお客様が日を追って少なくなっていくことから、1 1 月 1 4 日を最後に、誘導職員の配置を終了いたしました。翌週の 1 7 日以降は、4 日以降の状況を踏まえまして、9 時以前に見えられたお客様につきましては、東側玄関でお待ちいただくのではなく、各課前でお待ちいただく形としております。同じく、1 1 月 4 日から導入しました受付番号発券システムが毎朝 8 時 4 5 分から稼働いたしますので、お待ちいただいている方には受付を済ませていただき、受付順が確定した状態で 9 時の窓口開始を待ついただく形となっております。なお、本庁舎以外では、早い時間帯で見えられる方はほとんどおられないというような状況でございます。

次のページに進んでいただきまして、3 の市民の方からの御意見でございます。

まず、お電話でいただいた御意見でございますが、実施前の 1 0 月 3 1 日と開始当日の 1 1 月 4 日に、同一の方から調査課に 1 回ずつお電話をいただきました。どちらのお電話も開庁時間の短縮が市民サービスの低下につながるの御意見でしたが、実施の趣旨を丁寧にお伝えしたところ、御理解をいただくことができました。なお、調査課以外の各窓口所管課にも試行開始後、お電話による御意見の有無について確認をしておりますが、調査課にいただいた 2 件のほかにはお電話はございませんでした。

次に、利用者アンケートによる御意見でございます。先ほども申し上げましたが、開庁

時間短縮の試行と同時に、受付番号発券システムを稼働開始しておりまして、システムの稼働に合わせて窓口利用者の方にアンケートへの御協力をお願いしております。稼働開始日であります11月4日から、少し前になりますが、1月23日までの81日間で、223人の皆様に御回答をいただきました。このうち御意見の記載があったものは27件でして、内容としましては、発券機になって利用しやすくなった、予約サービスの周知をしてほしいといったような御意見をいただいております。また、その下、イとしまして、番号発券機の導入で窓口が使いやすくなったかをお聞きしております。結果としましては、204件の御回答をいただき、うち約8割に当たります166人の皆様に肯定的な評価をいただいております。

続きまして、4の職員からの意見でございます。短縮による効果につきましては、窓口を所管します各課への調査と、その職員に対するアンケートを行っております。

まず、職員からの意見としましては、打合せ時間が十分に取れるようになったかどうか、働きやすさの向上につながったといった意見がございました。

次に、各課への調査の結果としましては、大半の課から、今回の取組が業務効率化に効果があったと回答がありました。また、短縮した45分間は書類作成やミーティング、窓口の準備、片づけに充てられている状況でございます。その下、窓口短縮に伴う電話対応や窓口の状況につきましては、特段の増加などはなく、影響はほとんどない状況でございました。

次のページに進んでいただきまして、オとして、時間外勤務への影響でございます。11月以降、今年1月末までと限られた時間での比較ではございますが、前年の同期間との比較を行った結果、今回の取組によりまして、合計で153時間の短縮となりました。これは11月から1月末までの3か月分の実績でございますので、今後は、さらなる削減効果の積み増しが図られるものと見込んでおります。

次に、5の今後の予定でございます。今月中に関係規則等の改正を行いまして、4月から本格実施に移行いたします。実施内容としましては、これまでと同じでございまして、変更はございません。

最後に、今後の方向性でございます。ただいま申し上げましたとおり、4月からは試行実施と同内容で本格実施といたしますが、これまでも行革の取組等の御説明で再三申し上げておりますとおり、今後は2040年問題による職員数の減少が見込まれております。組織が縮小する中でも、行政サービスの維持は図っていかねばなりません。そういった意味合いから、今後も社会情勢や他市の取組等も見据えながら、行かない市役所を実現するための取組を含めて、今後の窓口サービスの在り方については検討を継続してまいります。

なお、開庁時間の短縮とは直接関係はございませんが、参考としまして今年の繁忙期における窓口対応について記載しております。来週23日から3月末までは、通常午後5時までとしております閉庁時間を延長しまして、午後7時まで延長いたします。また、28日と4月4日の土曜日につきましては、臨時窓口を開きまして住所変更受付いたします。これらの対応につきましては、広報よなごやホームページで周知を行っております。

説明は以上でございます。

**○塚田委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、意見を求めます。

奥岩委員。

**○奥岩委員** まずは、いろいろと進めていただいております。御報告にもありましたけど、発券機導入していただいてから、私のほうもとてもよい反応を伺っておりますので、この場で共有させていただきたいと思います。

また、発券機だけでなく、同時にいろいろ窓口のほうも分かりやすいように工夫されてると思いますので、あの辺りも含めて、迷われる方も見てても非常に少ないですし、来られた方から、分かりにくいかな、みたいな苦情をいただくこともほぼなくなりましたので、いろいろ取り組んでいただいております。ありがとうございます。

少し伺ってみたいんですけど、先ほど御報告いただきました試行期間のときの一番初め、連休明けだったんで、最初30名ぐらい来庁者さんがあったってということだったんですけど、その後、徐々に減少したってということだったんですけど、大体どれぐらいまで減少したかっていうのは分かりますでしょうか。

**○塚田委員長** 畠中調査課行財政調査担当課長補佐。

**○畠中調査課行財政調査担当課長補佐** 初日以降の来庁者の人数なんですけれども、本庁舎におきます試行開始翌日の11月5日から11月7日にかけては、大体5名から10人程度の来庁の方がおられました。また、その翌週なんですけれども、2名から5名程度の来庁の方がおられたというような状況でございます。以上です。

**○塚田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** ありがとうございます。大分減ってますね。

ということですので、今、数字聞かせていただいたら、特段問題もないかなというようなところでして。1点、同じ方から御意見いただいたってということだったんですけど、ちょっと答えられる範囲で教えていただけたらと思うんですけど、この方はふだんから早い時間に来て何かいろいろと申請されたりですとか、サービス受けられたりっていう方で何かお困りだったのか、それとも、たまたま来たら閉まっていたのでそれが分かんなかったっていう状態だったのか、どちらだったんでしょうか。

**○塚田委員長** 畠中調査課行財政調査担当課長補佐。

**○畠中調査課行財政調査担当課長補佐** お電話でいただいた御意見についてなんですけれども、実際に私、お電話でやり取りさせていただいたんですが、実際に窓口に来られてってことはおっしゃってはおりませんでした。今回の取組をいろいろ調査課のほうから広報等出しておりましたので、それを見られましての御意見というふうに伺っております。以上です。

**○塚田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 分かりました。そこで何か改善するって御意見があれば対応していただけたらなと思いましたが、今お話伺う限り、そこまでそこまで、何か新たに取組んだほうがいかなってところは現状ないような気がしますし、丁寧に御対応いただいたってことで、先ほども御報告いただきましたので、理解させていただきました。いろいろと御対応ありがとうございます。

最後のところで、今後の方向性のところも御報告いただいたんですけど、今後もこの取組続けていただいて、DX進んで、いろいろとできるようになるってことなんですけ

ど、特にはないとは思いますが、最終段階でどのぐらいの方に来庁していただくのを減る見込みかみたいな、特には現時点ではないですね。

**○塚田委員長** 畠中調査課行財政調査担当課長補佐。

**○畠中調査課行財政調査担当課長補佐** 今時点で今後の、具体的にどれくらいの方が来庁していただくかっていうことにつきましては、ちょっと見込みを立てていないところではありますが、さらに今取り組んでいる電子申請の手続の対象となるサービスを増やすのですとか、コンビニ交付のさらなる利用促進を図るなど、そういったことを行って、来庁しなくてもいい取組っていうのをさらに続けていきたいというふうには考えているところです。以上です。

**○塚田委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 分かりました。特に市役所に来ないでくださいっていうわけではなくて、困ったときはぜひ来て、いろいろ御相談いただきたいなっていうふうには思うんですけど、今、御説明ありましたとおり、いろいろと取り組んでいる中で、市役所に来なくても、こっちのほうが便利ですよとか、こっちのほうが早いですよっていう選択肢がかなり増えてくると思いますので、基本的な構想と一緒になんですけど、それら踏まえた上で、市民生活の利便性も向上しつつ、さっきおっしゃられてました、業務時間も削減しながら、限られた人員でしっかり頑張っていたいただきたいと思っておりますので、これに限らずいろんなこと、ほかの事業も進めておられると思いますけど、非常に期待しておりますので、しっかりとこういった感じで調査をしながら、いろいろ進めていただけたらなと思います。以上です。

**○塚田委員長** ほかにございませんか。

安達委員。

**○安達委員** いろいろと今までの経過とかを報告もらう中で、2ページにある、掲げられたところの報告の中で、3、市民（利用者）からの意見等で、(2)のうちでア、イとあるんですが、イのところで表が作ってありますが、これは少数意見だろうなと思いつつ、どちらともいえないとか、やや使いにくい、とても使いにくい方が約20%以下あるんですが、こういった項目に対して、担当者はどのような対応を考えられているのか、聞かせてもらえますか。

**○塚田委員長** 畠中調査課行財政調査担当課長補佐。

**○畠中調査課行財政調査担当課長補佐** 発券機のアンケート結果で、使いにくいというような意見への対応ですけれども、今回のアンケートの結果につきましては、関係課とも共有をさせていただいてるところでございます。こういった内容というのは各課、承知はしているところでして、今後、操作方法にお困りの方とか、窓口でちょっとお困りの方とか、そういった方に対しては、引き続き各課の窓口の職員が積極的にお声がけをするということで共通認識を持っておりますので、そういった対応を引き続き取ってまいりたいと考えております。以上です。

**○塚田委員長** 安達委員。

**○安達委員** 課によっては、いろいろ職員の顔向きっていうんですか。よく言われる、金融機関では背面管理っていうんですか、支店長さんが奥におられて、こうやって顔を合わせて住民と対応をするというのが主であるんだけど、公的機関である市役所は、職員が向き合っていて、横に我々が対して、もしもして声かけにやいけない職場も結構あるんですよ

ね。そういうところで、なかなか気づいてもらえないという職場もなくはないですが、建物の大きさとか配置、椅子とか机の配置関係でそうなるかなと思うんですが、そういうところで我々の存在、住民の存在を分かってほしいな、声かけんといけんのかな、と思うところと、あと、チンっていう、これがあるところがあるんですが、そういうので何とか雰囲気も含めて分かってもらえるところを、もう少し緩やかに、分かるように、顔が合い、対面できるような配置はできんのかなというところは感じました。これが発券機とどこに結びつくんだって言われると、なかなか私も言いづらいんですが、そういうところを感じたもんですから、ちょっと意見として言わせてもらいます。以上です。

**○塚田委員長** ほかにございませんか。

徳田委員。

**○徳田委員** ちょっとお聞きしたいんですけど、職員からということで、各課への調査というところで、1点目、ちょっとお伺いしたいのは、業務効率化で効果があったと回答した、15課中12課ということなんですが、これ、残りの3課については回答が全くなかったのか、回答の意思がなかったのかということをお伺いしたいと思います。

**○塚田委員長** 畠中調査課行財政調査担当課長補佐。

**○畠中調査課行財政調査担当課長補佐** 職員アンケートにおきます業務効率化で効果があったと回答しなかった3課についてですけれども、聞き取りをしましたところ、もともと短縮の時間帯に来庁者の方があまりおられないということで、直接短縮したことによる効果っていうのはなかったと、今までどおり業務を行ったっていうことで。短縮によっては効果はなかったっていうことで、効率化にはつながらなかったっていう回答でいただいています。以上です。

**○塚田委員長** 徳田委員。

**○徳田委員** そのアンケートの中身自体が、効果があったということについて誘引するようなアンケートなんですか。それとも、自由に選べて、業務効率化についてはどのような意見があるかというようなアンケートなんですか。その辺どうなんでしょうか。

**○塚田委員長** 畠中調査課行財政調査担当課長補佐。

**○畠中調査課行財政調査担当課長補佐** アンケートの問いですけれども、短縮によって業務効率化が図られましたかっていうことでお聞きをしています。

**○徳田委員** 分かりました。

それについては以上でいいんですが、あと、この同じ……。

**○塚田委員長** 徳田委員、手を挙げて。

徳田委員。

**○徳田委員** すみません。項目の中で、エの窓口の状況、同じような状況なんですが、これも15課中14課で、やや緩和、変わらないと回答というところで、全てでは解消できてないという。似たような傾向なんですかね。

**○塚田委員長** 畠中調査課行財政調査担当課長補佐。

**○畠中調査課行財政調査担当課長補佐** 混雑度合いの問いにつきまして、残りの1課ですけれども、聞き取りをしましたところ、ここの課についてはやや混雑ということで回答いただきました。理由としましては、一時的に開庁のタイミングで、それまで並ばれてた、待っておられたお客様がちょっと受付に来られて、そういった回答をしたということで聞

いております。以上です。

**○塚田委員長** 徳田委員。

**○徳田委員** そしたら、ちょっとこれ、表示が違うような気がするんですね。15課中14課は、やや緩和、変わらないと回答したんですけど、残りの1課は混雑したという回答を当然示すべきだと思いますので。それはちょっと、何かよくないのかなと思いました。

それと、最後になりますけど、6の今後の方向性のところで、デジタル技術の活用による来庁しなくても可能な体制の充実とございますけども、現時点で、例えばスマホ、PC等を通じて、出生だとか、お亡くなりになられた場合の届出以外は、大体のところは来庁しなくてもできてると思うんですが、それが市民の皆様に分かるような格好で周知みたいな。来庁されなくてもこういったことはできますよみたいな周知についてはいかがでしょうか。

**○塚田委員長** 畠中調査課行財政調査担当課長補佐。

**○畠中調査課行財政調査担当課長補佐** 来庁しなくてもサービスが受けられることができるという市民への周知なんですけれども、すみません、ちょっと私の中で全て把握できてるわけではないんですが、例えばなんですけれども、7年の12月1日から、証明書の交付なんかでキャッシュレス決済サービスが使えるようになりました。これにつきましては、担当の課はホームページなんかで周知をしております、そういった周知というのは各課のほうで対応はしていただいているのかなというふうに考えております。以上です。

**○塚田委員長** 徳田委員。

**○徳田委員** なぜこの質問をしたかといいますと、卑近な例申し上げますと、昨年の中頃ぐらいまでですか、住宅政策課を訪ねてこられたけど、移転になってたというような事例も私の中では結構聞くんですね。なので、糞町庁舎に移転されたってということとか、建設関係のほうはそういうふうに移転になったっていうふうには全部周知はしてあるんですけども、事ほどさように、市民の皆様にも周知ということになると、なかなかされてないケースもやっぱり多々あるのかなというふうに思ったものですから、あえてちょっとそのように言わせていただきました。以上です。

**○塚田委員長** 幸本秘書広報課長。

**○幸本秘書広報課長** その辺りの広報につきましては、随時、広報よなごですとかホームページ、また、取材に応じまして、新聞ですとか、あとは新聞広告、そういったものも通じて広報を行っているところではございますが、それらを御覧になられない方ももちろんいらっしゃいますので、今後もその辺りの強化を図っていきたく思っております。以上です。

**○塚田委員長** ほかにございませんか。

土光委員。

**○土光委員** 2番の試行期間における窓口の状況の(3)本庁舎の現在の対応、今どういふふうに対応しているか。これは本格的な移行になっても、こういう形で運用するというふうの説明があったので、これは読めば、どういう運用をされているかというのとは分かります。

聞きたいのは、例えば8時半から8時45分が各課窓口前、つまり、市民は8時半が過ぎたら、庁舎の建物には入れる。つまり、私は駐車場から入るイメージをしてるんですが、

普通に自動ドアが開いて、8時半以降だったら普通に庁舎には入れるというふうになっているということですか。

○塚田委員長 角総務管財課長。

○角総務管財課長 本庁舎の玄関の開庁時間になりますけれども、大体8時を目安に開庁はしておりますので、早く来られた市民の方は、各待合のほうでお待ちいただくことはできるようになっております。以上でございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 8時が来たら、中には入れるわけです。開庁時間って言うてるから、私はずっきり、入り口のドアが開くのが遅くなるのかなというイメージを持ってたんだけど、これ読むと、そうではないということ。だから、8時には本庁舎はドアは普通に開く、入れる。例えば、これは糀町庁舎も同じような基本的な運用ですか。

○塚田委員長 藤岡総務部長。

○藤岡総務部長 先ほど課長のほうから開庁という言葉を使いましたが、開扉といいますか、扉が開く時間ということで。職員も通勤いたしますので、扉自体は8時に開くと。窓口としての業務の開始が9時ということでございます。ですので、勤務時間に変更はございませんので、準備等を行うため、扉の開く時間というのと、窓口の業務、そして職員の業務開始の時間、それぞれちょっとずれがあるというところで御理解いただけたらと思います。暑い日もあれば寒い日もございますので、外で待っていただくというようなことは考えておりませんので、中でお待ちいただいて、そして、以前でしたら、並んで待っていただくということで、まだ8時半になる前から市民一課の前に並んでいらっしゃった方もありますけれど、並ぶのではなくて、番号札を取ってお待ちいただく、座って待っていただくというふうに試行期間から変えているところでございます。補足です、以上です。

○土光委員 じゃあ、糀町庁舎のほうも同様。

○塚田委員長 今、部長が答弁する前に、土光委員が糀町庁舎もですかという問いがあったです。

角総務管財課長。

○角総務管財課長 糀町庁舎についてでございますが、基本的には開庁時間、9時、17時ということで同じになりますが、実際にその開扉の時間というところまでは承知しておりません。以上でございます。

○塚田委員長 土光委員。

○土光委員 だから、私はもうつい、開庁だから入れる、ドア自身もそういうふうに遅くなるのかな、そういう印象をずっと持ってたけど、要はこれ、正確に言うと、窓口業務の開始時間が変わったということですよ。というふうに理解すればいいですね。

○塚田委員長 畠中調査課行財政調査担当課長補佐。

○畠中調査課行財政調査担当課長補佐 先ほどのお尋ねにつきましては、そのとおりでございます。

○塚田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○塚田委員長 ないようですので、以上で総務部からの報告を終わります。

以上で総務政策委員会を閉会いたします。

**午後 3 時 4 9 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により署名する。

総務政策委員長      塚 田 佳 充